

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（重要なお知らせ）

平素から当健康保険組合の事業運営に格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日より現行の健康保険証の発行を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を利用する仕組みに移行されるところです。

つきましては、改めて現行の健康保険証の発行終了について、また、マイナ保険証への移行に伴う今後の取り組みについて、下記によりお知らせいたしますので、事業主の皆様方におかれましては、ご承知置きいただくとともに、貴社の事務担当者及び被保険者の皆様方にご周知していただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 現行の健康保険証の発行終了について

令和6年12月2日をもって現行の健康保険証の発行が終了することに伴い、同日より資格取得（扶養認定）に伴う新規交付及び健康保険証の紛失等による再交付は行わないこととなります。

なお、健康保険証の廃止に係る経過措置（1年間有効）に伴い、令和6年12月1日以前に交付した健康保険証は、当健康保険組合の被保険者及び被扶養者（以下「加入員」という。）として継続している場合において、令和7年12月1日まで使用可能です。

#### 2. 「資格情報のお知らせ」の送付について

マイナ保険証の利用に向け、マイナ保険証に正しく当健康保険組合の資格情報が登録されていることをお知らせする目的から、以下のスケジュールを目途に加入員の皆様方に、事業主様宛経由にて資格情報に関するお知らせを送付します。

##### 【スケジュール】

##### （1）「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」（A4判（紙））の送付について（1回目の送付）

- ① 令和6年10月下旬、同年10月4日現在加入の加入員を対象に送付。
- ② 当該お知らせには、被保険者等記号・番号、氏名及び資格取得年月日等

の資格情報を記載。

- ③ 当該お知らせには、「資格情報のお知らせ」(カード)を掲載。

※ 医療機関等のシステムトラブル等により、マイナ保険証で受診することができない場合、マイナ保険証に当該カードを併せて提示することで医療機関等にて保険診療を受けることが可能となります。

- ④ マイナンバーの確認を求めため、当健康保険組合にて把握している個人番号(マイナンバー)12桁のうち下4桁を記載。
- ⑤ 世帯単位で封入のうえ事業主様宛に送付。

## (2)「資格情報のお知らせ」(はがき型(紙))の送付について(2回目の送付)

- ① 令和6年12月中旬、令和6年10月5日から同年12月1日までに加入した加入員を対象に送付。
- ② 当該お知らせには、被保険者等記号・番号、氏名及び資格取得年月日等の資格情報を記載。
- ③ 医療機関等のシステムトラブル等により、マイナ保険証で受診することができない場合、マイナ保険証に当該お知らせを併せて提示することで医療機関等にて保険診療を受けることが可能となる。
- ④ 世帯単位で封入のうえ事業主様宛に送付。

## (3)「資格情報のお知らせ」(はがき型(紙))の送付について(令和6年12月2日以降の送付)

- 被保険者の加入、被扶養者の認定の際に当該お知らせを送付。(以下事項3に記載している資格確認書が交付される者を除く。)

### 3. 資格確認書の交付について

令和6年12月2日以降の資格取得及び扶養認定の際、対象者がマイナ保険証を保有していない方、また、マイナ保険証での受診が困難な方(介助者等第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方)で交付を希望される方を対象に、医療機関等にて保険診療が受けられるよう資格確認書を交付します。(医療機関等を受

診する際は同書の提示が必要となります。)

- ① 資格確認書は、はがき型(紙)の様式とし、被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、資格取得年月日及び有効期限等、保険診療に必要な情報を記載。
- ② 資格確認書の交付を受けた方が、資格喪失(扶養削除)となった場合は、同書の返戻が必要。

③ 現行の健康保険証を保有している方で、経過措置が切れる時点でマイナ保険証を保有していない方には、別途、資格確認書を交付する。

※ 交付対象者は、当健康保険組合にてマイナ保険証の保有状況を確認のうえ決定。

#### 4. 届出様式の変更について

健康保険証の廃止に伴い、資格取得届等の適用関係の様式、傷病手当金等の給付関係の様式及び人間ドック補助金支給申請書等の保健事業の様式を変更するため、令和6年12月2日以降は、新様式による届け出をお願いします。

健康保険証の廃止時期にあわせ、当健康保険組合のホームページに新様式を掲載します。

#### 5. 高齢受給者証（70歳以上）及び限度額適用認定証の交付について

令和6年12月2日以降、マイナ保険証により医療機関等を受診される方には、原則、高齢受給者証（70歳以上）及び限度額適用認定証の交付は行いません。

これは、マイナ保険証にて資格情報の確認が行えるためです。

#### 6. 国民年金第3号被保険者関係届の添付書類について

被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者に該当した場合、事業主様より日本年金機構に対し「国民年金第3号被保険者関係届」を提出しているところですが、令和6年12月2日以降、当該届出に係る添付書類（証明書）については、健康保険証の写しの添付ができなくなります。

そのため、今後は、当健康保険組合より返送された被扶養者（異動）届の写し又は健康保険組合において扶養認定がなされたことに係る事業主の証明書を添付してください。

#### 【問合せ先】

神奈川県管工事業健康保険組合

住所 横浜市中区扇町1-2-1

電話 045(222)7543